

特定非営利活動法人ともに定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人とよにという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、よりよい生き方を願い、地域で生活する介護・援助が必要な高齢者、障害者、児童、その家族に対して、その人らしい生活がおくれるよう、福祉に関する事業を行い、安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 介護保険法に基づく第一号事業
 - ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑤ 健康支援事業
 - ⑥ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
 - ⑦ 介護保険法に基づく介護予防支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4~9人
 - (2) 監事 1~2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令

もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および活動予算ならびにその変更

(5) 事業報告および活動決算

- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について

書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項および第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 第 44 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 46 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	南部淳子
副理事長	南部尚文
理事	大林猛朗
同	中川博美
同	藤井恵子
監事	藤井信一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

	個人
年会費	1,000 円

附 則

この定款は平成 30 年 10 月 16 日より施行する。(主たる事務所の住所変更：旧 福井市順化一丁目 24 番 43 号、新 福井県福井市)

附 則

この定款は令和 2 年 6 月 18 日より施行する。(2020 年度新規事業を追加：第 5 条 1 ⑤健康支援事業)

附 則

この定款は令和 7 年 月 日より施行する。(2025 年度新規事業を追加：第 5 条 1 ⑥介護保険法に基づく居宅介護支援事業 ⑦介護保険法に基づく介護予防支援事業)

令和7年度事業計画書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ともに

1、事業実施の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額(千円)
① 介護保険法に基づく第一号事業	(A6・A7) 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度(総合事業)の対象として支援する。	令7年4月1日 ～ 令8年3月31日	福井県福井市宝永4-3-1 サクラNビル	8	月間延べ人数 375人 年間 延べ人数4500人	39,180
② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	要介護状態にある高齢者がデイサービスセンター等へ通い、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を日帰りで行う	令7年4月1日 ～ 令8年3月31日		8	月間延べ人数 375人 年間 延べ人数4500人	39,180
⑥ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	(要介護者向けケアマネージャー事務所) 介護を必要としている人その家族の相談に乗り、その人の身体の状況に応じて最適な介護サービスが受けられるように介護事業所や市区町村などと調整する	令7年4月1日 ～ 令8年3月31日		0.5	月間延べ人数16人(月間稼働率80%) 年間延べ人数192人	3,749
⑦ 介護保険法に基づく介護予防支援事業	(要支援者向けケアマネージャー) 介護を必要としている人その家族の相談に乗り、その人の身体の状況に応じて最適な介護サービスが受けられるように介護事業所や市区町村などと調整する	令7年4月1日 ～ 令8年3月31日		0.5	月間延べ人数16人(月間稼働率80%) 年間延べ人数192人	3,749
③④⑤の事業は実施予定なし						

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)

令和8年度事業計画書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ともに

1、事業実施の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲 および予定人数	支出見込額 (千円)
① 介護保険法に基づく第一号事業	(A6・A7) 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度(総合事業)の対象として支援する。	令8年4月1日 ～ 令9年3月31日	福井県福井市宝永4-3-1 サクラNビル	8	月間延べ人数375人 年間延べ人数4500人	39,180
② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	要介護状態にある高齢者がデイサービスセンター等へ通い、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を日帰りで行う	令8年4月1日 ～ 令9年3月31日		8	月間延べ人数375人 年間延べ人数4500人	39,180
⑥ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	(要介護者向けケアマネジャー事務所) 介護を必要としている人その家族の相談に乗り、その人の身体の状況に応じて最適な介護サービスが受けられるように介護事業所や市区町村などと調整する	令8年4月1日 ～ 令9年3月31日		0.5	月間延べ人数18人(月間稼働率90%) 年間延べ人数216人	3,749
⑦ 介護保険法に基づく介護予防支援事業	(要支援者向けケアマネジャー) 介護を必要としている人その家族の相談に乗り、その人の身体の状況に応じて最適な介護サービスが受けられるように介護事業所や市区町村などと調整する	令8年4月1日 ～ 令9年3月31日		0.5	月間延べ人数18人(月間稼働率90%) 年間延べ人数216人	3,749
③④⑤の事業は実施予定なし						

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額 (千円)

令和7年度 活動予算書
令和7年度4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ともに
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
事業収益	94,608,000	94,608,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		94,608,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	43,600,000	
法定福利費	6,540,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	510,000	
委託外注費	120,000	
人件費計	50,770,000	
(2) その他経費		
売上原価	3,994,000	
旅費交通費	440,000	
通信費	542,000	
交際費	200,000	
会議費	1,200,000	
賃借料	230,000	
地代家賃	15,000,000	
保険料	1,200,000	
修繕費	900,000	
水道光熱費	3,000,000	
諸会費	6,000	
消耗品費	4,000,000	
租税公課	750,000	
運賃	26,000	
車両費	3,200,000	
雑費	400,000	
その他経費計	35,088,000	
事業費計		85,858,000
2. 管理費		
(1) 本部費（本部人件費他）	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
広告宣伝費	405,000	
雑費	600,000	
支払利息	400,000	
その他経費計	1,405,000	
管理費計		87,263,000
経常費用計		87,263,000
当期経常増減額		7,345,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		7,345,000
設立時正味財産額		-25,000,000
次期繰越正味財産額		-17,655,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ともに
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
.....		
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
事業収益	95,184,000	95,184,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		95,184,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	43,600,000	
法定福利費	6,540,000	
退職給付費用	0	
福利厚生費	510,000	
委託外注費	120,000	
人件費計	50,770,000	
(2) その他経費		
売上原価	3,994,000	
旅費交通費	440,000	
通信費	542,000	
交際費	200,000	
会議費	1,200,000	
賃借料	230,000	
地代家賃	15,000,000	
保険料	1,200,000	
修繕費	900,000	
水道光熱費	3,000,000	
諸会費	6,000	
消耗品費	4,000,000	
租税公課	750,000	
運賃	26,000	
車両費	3,200,000	
雑費	400,000	
その他経費計	35,088,000	
事業費計		85,858,000
2. 管理費		
(1) 本部費（本部人件費他）		
人件費計	0	
(2) その他経費		
広告宣伝費	405,000	
雑費	600,000	
支払利息	400,000	
その他経費計	1,405,000	
管理費計		87,263,000
経常費用計		87,263,000
当期経常増減額		7,921,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
.....		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		7,921,000
前期繰越正味財産額		-17,655,000
次期繰越正味財産額		-9,734,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和 7 年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

科 目		金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)	
経常収入の部	会費・入会金収入	0		
	事業収入	①介護保険法に基づく第一号事業収入	45,000	介護報酬@5×契約者750人×12ヶ月
		②介護保険法に基づく介護予防サービス事業収入	45,000	介護報酬@10×契約者375人×12ヶ月
		③介護保険法に基づく地域密着型サービス事業収入	0	実施予定なし
		④介護保険法に基づく居宅サービス事業収入	0	"
		⑤健康支援事業収入	0	"
		⑥介護保険法に基づく居宅介護支援事業収入	2,304	介護報酬@12(1074単位×10.14)×契約者16人(定員40人×稼働率80%)×12ヶ月
		⑦介護保険法に基づく介護予防支援事業収入	2,304	介護報酬@12(1074単位×10.14)×契約者16人(定員40人×稼働率80%)×12ヶ月
	補助金・助成金収入	0		
	寄付金収入	0		
雑収入	0			
経常収入 (A)		94,608		
経常支出の部	事業費	①介護保険法に基づく第一号事業費	39,180	給料1,650×12ヶ月=19,800(5人分) 社会保険料・公租公課19,800×15%=2,970 通勤費2.5×8人×12ヶ月=240 講師委託10×6ヶ月=60 売上原価(昼食)月208人×12ヶ月×800円=1,997 旅費交通費@2,000×100回=200 通信費12ヶ月=250, 交際費100 会議費4回/月×12ヶ月=500 賃借料12ヶ月=100 地代家賃12ヶ月=7,000 保険料12ヶ月=500 修繕費12ヶ月=400 水道光熱費12ヶ月=1,400 諸会費3 消耗品費1,800 租税公課250 運賃10 車両費125×12ヶ月=1,500 雑費100
		②介護保険法に基づく介護予防サービス事業費	39,180	給料1,650×12ヶ月=19,800(5人分) 社会保険料・公租公課19,800×15%=2,970 通勤費2.5×8人×12ヶ月=240 講師委託10×6ヶ月=60 売上原価(昼食)月208人×12ヶ月×800円=1,997 旅費交通費@2000×100回=200 通信費12ヶ月=250 交際費100 会議費4回/月×12ヶ月=500 賃借料12ヶ月=100 地代家賃12ヶ月=7,000 保険料12ヶ月=500 修繕費12ヶ月=400 水道光熱費12ヶ月=1,400 諸会費3 消耗品費1,800 租税公課250 運賃10 車両費125×12ヶ月=1,500 雑費100
		③介護保険法に基づく地域密着型サービス事業費	0	
		④介護保険法に基づく居宅サービス事業費	0	
		⑤健康支援事業費	0	
		⑥介護保険法に基づく居宅介護支援事業	3,749	給料0.5人×12ヶ月=2,000 社会保険料・公租公課@2,000×15%=300 通勤費2.5×0.5人×12ヶ月=15 旅費交通費2×20回×0.5人=20 通信費12ヶ月×0.5人=21 会議費4回/月×12ヶ月×0.5人=100 賃借料12ヶ月×0.5人=15 地代家賃12ヶ月×0.5人=500 保険料12ヶ月×0.5人=100 修繕費12ヶ月×0.5人=50 水道光熱費12ヶ月×0.5人=100 消耗品費200 租税公課125 運賃2.5 車両費16.7×12ヶ月×0.5人=100 雑費200×0.5人=100
		⑦介護保険法に基づく介護予防支援事業	3,749	給料0.5人×12ヶ月=2,000 社会保険料・公租公課@2,000×15%=300 通勤費2.5×0.5人×12ヶ月=15 旅費交通費2×20回×0.5人=20 通信費12ヶ月×0.5人=21 会議費4回/月×12ヶ月×0.5人=100 賃借料12ヶ月×0.5人=15 地代家賃12ヶ月×0.5人=500 保険料12ヶ月×0.5人=100 修繕費12ヶ月×0.5人=50 水道光熱費12ヶ月×0.5人=100 消耗品費200 租税公課125 運賃2.5 車両費16.7×12ヶ月×0.5人=100 雑費200×0.5人=100
	事業費計	85,858		
	管理費	給料手当	0	
		会議費	0	
広告宣伝費		405	市政広報ふくい掲載費@45×9回=405	
通信費		0		
事務用品費		0		
消耗品費		0		
研修費		0		
光熱水料費		0		
賃借料		0		
支払利息		400		
予備費(雑費)	600			
管理費計	1,405			
経常支出合計 (B)=事業費+管理費		87,263		
経常収支差額(C)=(A)-(B)		7,345		
前期繰越正味財産額		△25,000		
次期繰越正味財産額		△17,655		

令和 8 年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和8年4月1日～令和9年3月31日

	科 目	金 額 (単位：千円)	算出根拠(単位：千円)
経常収入の部	会費・入金会収入	0	
	①介護保険法に基づく第一号事業収入	45,000	介護報酬@5×契約者750人×12ヶ月
	②介護保険法に基づく介護予防サービス事業収入	45,000	介護報酬@10×契約者375人×12ヶ月
	③介護保険法に基づく地域密着型サービス事業収入	0	実施予定なし
	④介護保険法に基づく居宅サービス事業収入	0	"
	⑤健康支援事業収入	0	"
	⑥介護保険法に基づく居宅介護支援事業収入	2,592	介護報酬@12(1074単位×10.14)×契約者18人(定員40人×稼働率90%)×12ヶ月
	⑦介護保険法に基づく介護予防支援事業収入	2,592	介護報酬@12(1074単位×10.14)×契約者18人(定員40人×稼働率90%)×12ヶ月
	補助金・助成金収入	0	
	寄付金収入	0	
雑収入	0		
経常収入(A)		95,184	
経常支出の部	①介護保険法に基づく第一号事業費	39,180	給料1,650×12ヶ月=19,800(5人分) 社会保険料・公租公課19,800×15%=2,970 通勤費2.5×8人×12ヶ月=240 講師委託10×6ヶ月=60 売上原価(昼食)月208人×12ヶ月×800円=1,997 旅費交通費@2,000×100回=200 通信費12ヶ月=250 交際費100 会議費4回/月×12ヶ月=500 賃借料12ヶ月=100 地代家賃12ヶ月=7,000 保険料12ヶ月=500 修繕費12ヶ月=400 水道光熱費12ヶ月=1,400 諸会費3 消耗品費1,800 租税公課250 運賃10 車両費125×12ヶ月=1,500 雑費100
	②介護保険法に基づく介護予防サービス事業費	39,180	給料1,650×12ヶ月=19,800(5人分) 社会保険料・公租公課19,800×15%=2,970 通勤費2.5×8人×12ヶ月=240 講師委託10×6ヶ月=60 売上原価(昼食)月208人×12ヶ月×800円=1,997 旅費交通費@2,000×100回=200 通信費12ヶ月=250 交際費100 会議費4回/月×12ヶ月=500 賃借料12ヶ月=100 地代家賃12ヶ月=7,000 保険料12ヶ月=500 修繕費12ヶ月=400 水道光熱費12ヶ月=1,400 諸会費3 消耗品費1,800 租税公課250 運賃10 車両費125×12ヶ月=1,500 雑費100
	③介護保険法に基づく地域密着型サービス事業費	0	
	④介護保険法に基づく居宅サービス事業費	0	
	⑤健康支援事業費	0	
	⑥介護保険法に基づく居宅介護支援事業	3,749	給料0.5人×12ヶ月=2,000 社会保険料・公租公課@2,000×15%=300 通勤費2.5×0.5人×12ヶ月=15 旅費交通費2×20回×0.5人=20 通信費12ヶ月×0.5人=21 会議費4回/月×12ヶ月×0.5人=100 賃借料12ヶ月×0.5人=15 地代家賃12ヶ月×0.5人=500 保険料12ヶ月×0.5人=100 修繕費12ヶ月×0.5人=50 水道光熱費12ヶ月×0.5人=100 消耗品費200 租税公課125 運賃2.5 車両費16.7×12ヶ月×0.5人=100 雑費200×0.5人=100
	⑦介護保険法に基づく介護予防支援事業	3,749	給料0.5人×12ヶ月=2,000 社会保険料・公租公課@2,000×15%=300 通勤費2.5×0.5人×12ヶ月=15 旅費交通費2×20回×0.5人=20 通信費12ヶ月×0.5人=21 会議費4回/月×12ヶ月×0.5人=100 賃借料12ヶ月×0.5人=15 地代家賃12ヶ月×0.5人=500 保険料12ヶ月×0.5人=100 修繕費12ヶ月×0.5人=50 水道光熱費12ヶ月×0.5人=100 消耗品費200 租税公課125 運賃2.5 車両費16.7×12ヶ月×0.5人=100 雑費200×0.5人=100
	事業費計	85,858	
	管理費		
	給料手当	0	
会議費	0		
広告宣伝費	405	市政広報ふくい掲載費@45×9回=405円	
通信費	0		
事務用品費	0		
消耗品費	0		
研修費	0		
光熱水料費	0		
賃借料	0		
支払利息	400		
予備費(雑費)	600		
管理費計	1,405		
経常支出合計(B)=事業費+管理費	87,263		
経常収支差額(C)=(A)-(B)	7,921		
前期繰越正味財産額	△17,655		
次期繰越正味財産額	△9,734		